決算第二特別委員会議題

平成23年9月20日(火) 市 会 4 階 大 会 議 室

1	決算市第 1 号	平成22年度横浜市一般会計歳入歳出決算(関係部分)
2	決算市第15号	平成22年度横浜市風力発電事業費会計歳入歳出決算
3	決算市第16号	平成22年度横浜市みどり保全創造事業費会計歳入歳出決算
4	決算市第17号	平成22年度横浜市公共事業用地費会計歳入歳出決算
5	決算市第18号	平成22年度横浜市市債金会計歳入歳出決算
6	決算市第19号	平成22年度横浜市下水道事業決算報告書その他財務諸表
7	決算水第 1 号	平成22年度横浜市水道事業決算報告書その他財務諸表
8	決算水第 2 号	平成22年度横浜市工業用水道事業決算報告書その他財務諸表
9	決算交第 1 号	平成22年度横浜市自動車事業決算報告書その他財務諸表
\cap	決質交第 2 号	平成22年度構浜市高速鉄道事業決質報告書その他財務諸表

決算第二特別委員会審査日程等 (案)

- 1 審查日程
- (1)視察

9月21日(水) 出 発 午後 1 時 3 0 分 帰 着 午後 4 時 1 0 分 (予定)

視察施設 1 鶴見区民文化センター (文化観光局)

2 トリエンナーレ (横浜美術館) (文化観光局)

- (2)総合審査(決算第一・決算第二特別委員会連合審査会)9月28日(水) 午前10時
- (3) 局別審査(書類審査)

10月 3日(月) 市民局・資源循環局

10月 5日(水) 文化観光局・消防局

10月 7日(金) 政策局・交通局

10月12日(水) 温暖化対策統括本部・環境創造局・水道局

10月14日(金) 総務局・議会局・人事委員会・監査委員・

選挙管理委員会・財政局・会計室

各日とも午前10時

(4) 採 決

10月18日(火) 理事会 午後2時30分

委員会 午後3時

〔本会議 10月28日(金) 決算議決 〕

- 2 審查方法
- (1) 総合審査

決算第一及び決算第二特別委員会付託議案を一括審査 決算審査意見書の説明に対して質問は行わない

(2) 局別審査

局長説明を省略し、直ちに質問

決算第二特別委員会の運営方法

1 所管局

(1) 決算第二特別委員会

政策、総務、財政、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、議会、市民、文化観光、消防、温暖化対策統括本部、環境創造、資源循環、水道、交通

2 委員定数

決算第二特別委員会: 43人

	自民	民主	公明	みん	共産	ネ無	ヨコ
第二委員会	1 5	8	8	7	3	1	1

[※] 各常任委員長は、所管する委員会に所属

3 正副委員長

	第一委員会	第二委員会
委員長1人	自 民	民 主
副委員長2人	自 民	自 民
	みん	公 明

^{※ 2}委員会の正副委員長をあわせた6ポストをドント式順位により指定

4 理事の会派割り当て数(正副委員長を除く)

	自民	民主	公明	みん	共産
第二委員会	2	1	1	1	1

5 審査の流れ

	設 置	初委員会	視察	総合審査	局別審査				
日 程		第1日	第2日	第3日	1 5 6 7 8 9 10 11 1	2 13	14日		
第一委	第3回	設置日の	同日に	第一委•			同日		
	定例会	本会議終了後	1日間	第二委の			問題		
第二委	議決日	時間差開催	実 施	連合審査		\bigcirc	開催		

6 定足数

総合審査:両委員会委員定数の合計の半数以上とし、各委員会の委員が少なくとも1人以上出席

局別審査:委員会定数の半数以上の出席。(委員会条例第10条)

7 理事者の出席

総合審査 → 市長以下関係職員 局別審査等 → 担当副市長以下関係職員

8 行政委員会の長の出席

行政委員会の長の出席を求める場合は、事前に通告する。

9 委員席の指定

委員席は指定する。ただし、会派内での移動は妨げない。

10 通告期間

通告期間は、審査日の前々日(市の休日は除く。)の午後5時までとする。

11 質問通告のない局の審査

説明員の出席は省略し、審査順序を変更した上で、まとめて審査する。

12 質問 · 答弁

発言持時間の算出で用いている質問・答弁比率の55:45を基に行う。

13 質問順位・質問者数

(1)総合審査

ア 質問順位

多数会派順(無所属を含む。)とするが、交渉会派の2人目以降の質問順位は、交渉会派の枠内で多数会派順にまとめて連続で行う。

イ 質問者数

交渉会派については会派議員数が 10 人までは2 人、10 人を超えるごとに1 人を加え、端数が生じる場合は切り上げて得られる人数を上限とし、非交渉会派(無所属を含む。)については1 人とする。

会	派	自民	民主	公明	みん	共産	ネ無	ヨコ
質問者数	(上限人数)	4	3	3	3	2	1	1

【決算第一·決算第二特別委員会連合審査会】

									-									
月日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	通告締切日
[総合審査] 9月28日(水)	佃	民	公	み	共	自	自	自	民	民	公	公	み	み	共	ク	П	9/26 午後5時

[※] 各会派が上限人数で質問を行った場合の例

(2) 局別審査

ア 質問順位 交渉会派、非交渉会派、無所属の枠の中で審査日ごとの輪番制とする。

イ 質問者数 その順位の中で交渉会派は2人まで質問することができる。

【決算第二特別委員会】

順位月日	1	2	3	4	5	6	7	通告締切日時		
[局別審査]										
10月 3日(月)	自	民	公	み	共	ク	3	9/29	午後5時	
10月 5日(水)	民	公	み	共	自	日	ク	10/3	司	
10月 7日(金)	公	み	共	自	民	ク	3	10/5	回	
10月12日(水)	み	共	自	民	公	H	ク	10/7	门	
10月14日(金)	共	自	民	公	み	ク	3	10/12	司	

(3) 通告締切日以降の受付分は受付順とする。

14 各会派の発言持時間(1日当たり、単位は分)

会 派	自	民	公	み	共	ク	Э
総合審査	66	38	33	31	11	7	4
局別審査	66	38	33	31	11	7	4

15 指定管理者及び地方独立行政法人の参考人招致

- (1) 参考人からの意見聴取は、局別審査において実施できる。
- (2) 実施手続き
 - ア 依頼書は、委員長(予定者を含む。)に提出する。
 - イ 提出方法は、参考人の住所・氏名、審査局、案件を文書で提出する。
 - ウ 提出期限は、参考人招致日の10日前(市の休日は除く。)までとする。
- (3) 意見聴取の方法

参考人の意見陳述とその後の質問に対する答弁によるほか、質問に対する答弁のみを行う方法によることもできることとし、いずれの方法で行うかは当該委員会が決定する。

16 局別審査における一般傍聴

- (1) 局別審査においては、一般傍聴を包括許可とする。
- (2) 横浜市会予算・決算特別委員会の局別審査における一般傍聴に関する要綱(平成19年9月10日施行)に基づき実施。

※ 休憩時間の運用

審査日において、11時40分及び午後再開後1時間40分を過ぎた場合は、原則として次の質問者に入らず、休憩に入ることとする。次の質問者に入る場合は、正副委員長及び各理事と調整を行う。

(9月30日までの運用)

審査日において、昼休憩は午後1時を目途とする。ただし、質問通告の状況により柔軟に運用する。

決算第二特別委員会理事名簿

委 員	長	菅	野	義	矩	(民	主)
副委員	長	松	本		研	(自	民)
IJ		福	島	直	子	(公	明)
理	事	輿	石	且	子	(自	民)
IJ		酒	井		誠	(自	民)
IJ		石	渡	由紅	已夫	(民	主)
IJ		斎	藤	真	<u>-</u>	(公	明)
IJ		横	Щ	勇太	に朗	(み	ん)
IJ		岩	崎	ひろ	5 し	(共	産)